

1 最近の日米協議日程について

(1) 4月13・14日に、東京において、日米防衛・外務当局間会合開催

(2) 4月24日に、ワシントンD・Cにおいて、日米防衛・外務当局間会合開催

2 国からの説明に対する内容の照会と回答の状況

(1) 平成18年2月15日までの質問事項の回答について……………別紙1

(2) 平成18年3月24日(千基地 第23号)の回答について……………別紙2

(3) 平成18年3月31日(千基地 第26号)の回答について……………国側で回答作成中

(4) 平成18年4月11日(千基地 第6号)の回答について……………国側で回答作成中

事務連絡票

平成18年4月18日

千歳市長 殿

札幌防衛施設局長

在日米軍の再編問題についての確認事項(中間報告関連事項)(回答)

参照：「同件名」

貴職におかれましては、日頃より、防衛施設行政に対しご理解、ご協力を頂き深く感謝申し上げます。

さて、参照文書により照会がありました本件について、平成18年2月15日に一部回答したところであり、一方、現時点において、日米間で協議がなされているところではありますが、別紙のとおり回答しますので、よろしくお取り計らい願います。

当局としては、今後とも、新たな情報等を入手次第、貴市に対し適宜適切に誠心誠意説明を行い、ご理解とご協力が得られるよう最大限努力してまいりたいと考えております。

以上

添付書類：別紙

在日米軍の再編問題についての確認事項（中間報告関連事項）

1 具体的な実施日程を含めた計画を2006年3月までに作成する。

ア 計画作成の具体的手順、行程表

イ 地元自治体との協議方法

ウ 地元自治体の意向の反映

2 具体案は統一的なパッケージの要素となるものでありパッケージ全体について合意され次第実施が開始される。（パッケージの意味するところ）

ア 在日米軍の再編に係る全ての事項がパッケージであるのか。

イ 訓練移転などのそれぞれの項目がパッケージであるのか。

ウ パッケージ全体が合意され次第実施するとした際のパッケージの解釈は何か。（全体が合意されなければ実施に移さないのか、又は、協議が整ったものから順次実施するのか。）

3 訓練移転に関する事項

ア 飛行場の使用条件を変更する場合におけるいわゆる国管法第7条に基づく地元自治体からの意見聴取の有無、その時期及び意見の取り扱い。

イ 使用条件の変更に伴う地元自治体への意見照会の有無及びその意見の取り扱い。

ウ 全体的なフレーム

エ 具体的な訓練内容（機種・機数・人員等の規模、期間、米軍駐屯有無等）

オ 訓練に際しての協定等の締結の有無と遵守方法

千歳市からの質問に対する追加回答
在日米軍の再編問題についての確認事項（中間報告関連事項）

【1ア、イ、ウについて】

「2+2」共同文書に記された兵力態勢の再編に関する最終取りまとめについては、できる限り早く行うことを目指しており、最終とりまとめを行うまでの間、引き続き地元自治体の御理解と御協力が得られるよう誠心誠意説明に努めて参りたいと考えています。

【3ウ、エについて】

1 訓練移転の全体的なフレームについて米側と協議中の内容は次のとおりです。

- ・訓練の移転元については、当面、嘉手納、三沢、岩国の3飛行場。
- ・訓練の移転先については、当面、千歳、三沢、百里、小松、築城、新田原の6基地。また、日米両国は、将来における共同訓練のための自衛隊基地の使用拡大に向け努力。

2 また、具体的な移転訓練の内容について米側と協議中の内容は次のとおりです。

- ・訓練の形式は、米軍と自衛隊との共同訓練。（関連活動を含む。）
- ・日米合同委員会において合意される共同使用の態様については、年間の総使用日数及び訓練1回当たりの使用期間の制限については維持することとし、年間の訓練回数の制限については撤廃。なお、その他の態様については、共同訓練に参加する航空自衛隊と同様の態様。
- ・典型的な移転訓練の規模（機数、期間）のイメージについては、当初はタイプ1（米軍機の規模：1～5機程度、自衛隊機の参加規模：米軍機の規模と同程度、期間：1～7日間程度）の訓練を実施。その後、タイプ1やタイプ2（米軍機の規模：6～12機程度、自衛隊機の参加規模：米軍機の規模と同程度、期間：8～14日間程度）の訓練の双方を実施。

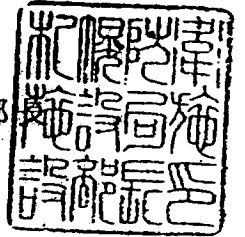
3 なお、機種については、嘉手納飛行場からはF-15戦闘機等の航空機が、三沢飛行場からはF-16戦闘機等の航空機が、岩国飛行場からはF/A-18戦闘機等の航空機が飛来することが考えられます。また、人員の規模については、個々の訓練の内容によって参加人員が異なるため、一般的に述べることは困難ですが、訓練の規模に応じて必要な数が参加することになると考えられます。さらに、当該訓練期間中、米軍人の滞在が考えられますが、駐屯することなく訓練終了後は速やかに撤収することになると考えています。

施札施第10号 (HFP)

平成18年4月18日

千歳市 企画部長 殿

札幌防衛施設局 施設部



訓練移転に関する質問の回答について (回答)

参照：平 18. 3. 24. 付千基地第23号

「同件名(照会)」

貴職におかれましては、日頃より、防衛施設行政に対しご理解、ご協力を頂き深く感謝申し上げます。

さて、参照文書により照会がありました本件について、現時点において、日米間で協議がなされているところではありますが、別紙のとおり回答しますので、よろしくお取り計らい願います。

当局としては、今後とも、新たな情報等を入手次第、貴市に対し適宜適切に誠心誠意説明を行い、ご理解とご協力が得られるよう最大限努力してまいりたいと考えております。

以上

添付書類：別紙

3月21日の札幌防衛施設局長からの説明に対する内容の照会について

NO	質問主旨	回答内容
1	訓練の移転先となる地元においては、さらなる負担となるが、訓練移転を実施する目的は何ですか。	<p>1 訓練の移転については、昨年10月の「2+2」共同文書にも記されているように、日米二国間の相互運用性を向上させる必要に従うとともに、訓練活動による地元への影響を軽減するとの目標を念頭に、嘉手納飛行場を始めとして、三沢飛行場や岩国飛行場といった米軍飛行場から他の飛行場への訓練の分散を拡大するものである。</p> <p>2 移転先となる飛行場の地元におかれては、更なる負担をお願いすることとなるが、移転訓練が実施される場合でも、年間の総使用日数及び訓練1回当たりの使用期間の制限については維持するなど、できる限り地元の負担が増えない方向で米側と協議しているところであり、嘉手納飛行場等の地元における負担軽減のためにも御理解と御協力をお願いしたいと考えている。</p>
2	(2)訓練移転元で「当面」とは、将来他の基地からの訓練移転もあるということか。	昨年10月の「2+2」共同文書に記載のある嘉手納、三沢及び岩国飛行場以外の日本国内の米軍飛行場からの訓練移転については、日米二国間の相互運用性の向上及び訓練活動による地元への影響軽減の観点から、将来の検討課題となり得ると考えているが、将来、具体的に何処の米軍飛行場から訓練移転を行うかについて、現時点で想定しているものはない。いずれにしても、これらの点を含め、日米間で協議中である。
3	訓練に際して、移転元の飛行場からどのような航空機が飛来するのか。	嘉手納飛行場からは同飛行場に配備されているF-15戦闘機等の航空機が、三沢飛行場からは同飛行場に配備されているF-16戦闘機等の航空機が、岩国飛行場からは同飛行場に配備されているF/A-18戦闘機等の航空機が、それぞれ飛来し、訓練を実施することが考えられるが、具体的にどのような機種の飛行機が訓練に参加するかについては個々の訓練の内容によって異なると考えている。
4	岩国のNLP(夜間着艦訓練)は訓練移転はないと理解してよいか。	いわゆるNLP(夜間着艦訓練)を移転訓練として行うことについては想定していない。

NO	質問主旨	回答内容
5	(3)訓練移転先で「当面」とは、将来他の基地への訓練移転もあるということか。	6基地以外の飛行場への訓練の移転については、日米二国間の相互運用性の向上及び訓練活動による地元への影響軽減の観点から、将来の検討課題となり得ると考えているが、現時点で、具体的な移転先を想定しているものではない。いずれにしても、これらの点を含め、日米間で協議中である。
6	「将来において自衛隊基地の使用拡大に向けて努力する」とあるが、どこを対象にしているのか。	
7	(4)訓練移転の形式で、単独訓練はないと理解してよいか。	移転訓練については、「2+2」共同文書において、「二国間の相互運用性を向上させる必要性に従う」とされており、このような観点から、共同訓練の形式で行う方向で米側と協議しているところである。
8	「関連活動」の具体的活動は何か。	日米共同訓練の円滑な実施のため、例えば、米軍が自衛隊基地での離着陸訓練等の慣熟飛行を行う場合があり、かかる活動は日米共同訓練の一環として従来から行われているものである。
9	(6)訓練移転の規模で、タイプ2を超える規模の訓練はあるのか。	お示した移転訓練の規模については、あくまで典型的な移転訓練の規模のイメージであり、個々の訓練によっては、タイプ2の規模を上回ることもあり得るところである。
10	(7)基地使用の態様で、年間訓練回数を撤廃する理由は何か。	<p>1 日米二国間の相互運用性の向上及び訓練活動による嘉手納等への影響軽減を図るためには、日米共同訓練(特にタイプ1のような訓練)を、出来る限り柔軟に計画し、実施できるようにする必要があると考えている。このような趣旨から、日米合同委員会で合意されている現行の年間の訓練回数の制限については、撤廃する必要があることを御理解願いたい。</p> <p>2 他方、このような移転訓練の実施によって、地元の負担が過剰にならないよう、同合意に基づく年間の総使用日数及び訓練1回当たりの使用期間の制限についてはこれを維持する方向で米側と協議しているところである。</p>
11	深夜早朝(22:00~07:00)の訓練はないと理解してよいか。	移転訓練は、共同訓練に参加する航空自衛隊と同様の態様で実施する方向で米側と協議しており、千歳基地における深夜早朝休日等の訓練の取扱いは、同基地における航空自衛隊と同様の態様とする方向で考えている。
12	土・日曜日及び祝祭日の訓練はないと理解してよいか。	

NO	質問主旨	回答内容
13	仮に使用条件の範囲内としても、騒音の加重など市民生活に影響を与えるが、国はどのような対応を検討しているのか。	移転訓練開始後の騒音等による影響については、必要に応じ、騒音度調査を行い、その結果を踏まえ適切に対処するなど、防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律等に基づき、障害の実態や地元の意向を踏まえ、各種の周辺対策の推進に努めて参りたい。
14	(8)年間訓練で、平成18年度実施の時は、どのような訓練(規模含む)を想定しているのか。	平成18年度の訓練の実施については、今後、日米間で検討するところであり、両国間の調整が整えば、タイプ1のような規模の訓練が年度途中から行われることがあり得るところである。
15	平成19年度の計画はいつ頃作成することになるのか。	平成19年度以降の訓練計画については、計画対象年度の前年度中には少なくとも作成することになると考えている。
16	(9)施設整備で、必要に応じて整備する施設とは、どのような施設をいうのか。	具体的な施設整備については、現地調査を実施した上で、その要否を含め決定することになるが、例えば、駐機場、整備格納庫、宿泊施設といったものの整備が想定される。
17	訓練移転が特定の飛行場に集中しないのか。	各基地においてどの程度の規模の移転訓練を実施するかについては、各年度の訓練計画等によって異なってくると考えているが、訓練計画の作成等に際しては、各基地の間の偏りといった観点も踏まえつつ、米側と調整していきたいと考えている。
18	市民に対し説明会を開く考えはあるのか。	国としては、地元の御理解を得るためには最大限の努力をしていきたいと考えている。 なお、行政当局が地元住民に対する説明会等を開催する場合においては、適切に対応してまいりたいと考えている。
19	米軍人の駐屯はあるのか。	従来の日米共同訓練においても、共同訓練期間中、パイロット、整備要員、支援要員等が滞在しており、移転訓練に際し、当該訓練期間中、米軍人の滞在が考えられるが、訓練終了後はすみやかに撤収することとなると考えている。

在日米軍再編にかかる防衛施設庁次長の来庁について

1. 来庁日時 平成 18 年 4 月 26 日（水）13 時～
2. 来 庁 者 防衛施設庁 戸田次長ほか
札幌防衛施設局 土屋局長ほか
3. 応 接 者 市長ほか
4. 来庁目的 在日米軍再編問題の最終報告に向け、市の懸念事項等に対する国の方針について説明
5. 説明趣旨

- ・ 3 月 21 日に、国から、訓練移転の内容について、日米地位協定に基づく使用条件の内、年間の総使用日数と訓練 1 回あたりの使用期間の制限は維持する、米軍の単独訓練は実施せず、航空自衛隊との共同訓練とする、深夜早朝の飛行は原則として実施しないなどのほか、訓練規模のイメージなどが説明されている。
- ・ 戸田次長から、さらに次の点について説明がある。（口頭説明）
 - ① 具体的な訓練計画については、今後日米間で協議していくことから、現時点で飛行回数を明らかにすることは困難であるが、騒音の影響についてイメージを持ってもらうために一定の条件のもとで試算したところでは、米軍機の飛行回数は年間約 1,900 回となり、現状の管制回数を考えると大幅に増加するものではない。
 - ② 訓練計画の策定にあたっては、特定の基地に訓練が集中しない方向で米側と協議を進めていくとともに、必要に応じて騒音度調査を行い、障害の実態や貴市の意向を踏まえ、各種周辺対策の推進に努める。
 - ③ 地域振興策については、関係閣僚会合が開催されるなど政府一体となって検討しており、今後、米軍再編に関していかなる施策を行う必要があるかについて、関係自治体の要望を踏まえ検討する必要があると考えている。
 - ④ 現在、第 2 航空団においては、早朝・深夜、土日・祭日の飛行等に関し、騒音軽減の観点からいわゆる自主規制措置を講じていると承知している。共同訓練における米軍の使用態様については、第 2 航空団と同様の態様で実施するとしているが、これを何らかの形で確認したいという要望も承知しており、どのような方法が可能か、関係機関と前向きに調整する。

- ⑤ 米軍による事件・事故の対応については、地域住民の日常生活に支障をきたさないことが最も重要と認識しており、さらなる連絡体制の整備を図るとともに、訓練期間中、札幌防衛施設局職員を現地に配置するなど万全を期する。

5. 国の説明に対する市長コメント（要旨）

- ① 市としては、この訓練移転問題について判断するために、国に対して具体的内容の説明を重ねて、強く要請してきたところである。
- ② 去る3月21日及び本日の説明により、訓練移転の内容と、これに伴い想定される懸念事項の対策等について国の考え方が示された。
- ③ このうち、騒音軽減の観点から、米軍の使用態様については、早朝・深夜、土日・祝日の飛行を自粛している第2航空団と同様としており、これを何らかの形で確認することを前向きに調整していくとの説明があったが、これについては、協定書として文書を取り交わし、順守していくことが必要と考えており、このことが実現できるかについて重ねて確認をしたい。
- ④ このように、これまで当市が国に求めてきた事項について、一定程度の内容が示されたことから、私としては、庁内に設置している「検討会議」において検討を行い、この議論を踏まえながら、また議会と相談しながら判断をしていきたい。

※防衛施設庁戸田次長の訪問日程

- 10：00 北海道副知事
13：00 千歳市長
15：00 苫小牧市長

千歳基地における訓練移転に伴う飛行回数の試算について

具体的な訓練計画については、今後日米間で協議していくこととしているので、現時点で飛行回数を明らかにすることはできないが、仮に千歳基地において、共同使用日数の全てを使用して日米共同訓練が行われた場合の米軍の飛行回数の増加分を試算すれば次のとおり。

なお、本飛行回数は、地元に移転訓練に伴う騒音状況についてイメージを持っていただくため、参考の一例として、いくつかの仮定を設けて試算したものであり、これをもって米軍の飛行回数を規定するものではない。

- 1 千歳基地における移転訓練の規模及び回数については、他の基地とのバランス等を踏まえ、60日間全てを使用し、タイプ1とタイプ2の使用日数の比率を1:1として下表のとおり仮定。

訓練規模	機数	訓練期間	回数	使用日数
タイプ1	5機	4～5日間	7回	30日
タイプ2	12機	10日間	3回	30日

計60日

(注1) 日米合同委員会で合意されている共同訓練時の使用条件

年約4回、1回約3日から20日まで、年60日以内

(注2) 先月、地元の説明した移転訓練の規模の参考例

タイプ	米軍航空機の規模	自衛隊航空機の参加規模	訓練期間
1	1～5機程度	米軍機の規模と同程度	1～7日間程度
2	6～12機程度	米軍機の規模と同程度	8～14日間程度

- 2 飛行回数は最大で1,900回程度と仮定。

なお、本飛行回数は民間機を含めた千歳基地全体の管制回数（離着陸等の管制上の取扱回数）約133,000回の約1.4%に相当。（自衛隊機の管制回数約21,000回の約9.0%に相当）

訓練規模	飛行回数
タイプ1	5機×30日×5回/日= 750回
タイプ2	(訓練期間) 12機×18日×5回/日=1,080回 (準備・撤収期間) 12機×6日×1回/日= 72回
計	1,902回 約1,900回

(注1) 飛行回数は、訓練期間中は、午前と午後の訓練で離着陸を各1回、及び着陸時に慣熟飛行を1回行うものとして、1機、1日当たり5回離着陸するものと仮定。また、準備・撤収期間はそれぞれ1日1回の離陸又は着陸を仮定

(注2) タイプ2の場合、訓練期間（原則として休日等は訓練を自粛するため8日と仮定）の最初と最後に各1日の準備・撤収期間を仮定